

貴自治体名 安城市

懇談日時 10月27日(木) 午後1時00分～2時00分

懇談会場 安城市役所大会議室(本庁舎3階) ※会場が確定している場合はご記入ください。

2011年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ①「義務付け・枠付けの見直し」についての対応について
 県の条例化を待たずに検討する 県が条例化してから検討する
 その他()
- ②「義務付け・枠付け」(最低基準)について、国基準とは異なる独自基準がありますか。
 ない ある → 何に関しての基準か()
- ③独自基準を持っている場合、今後その扱いはどうしますか。
 現行の基準は引き下げないようにする 県の条例(政省令)を基準に考える
 その他()

2. 行政サービス制限条例

- ①税の滞納等を理由とした行政サービスを制限する規定がありますか。
 ある 検討中である ない
- ②制限する規定がある場合、何で定めていますか。
 条例で定めている 要綱で定めている その他()

【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(年 月)2010年度実績()件()円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
 ない ある→実施年月(2001年 10月)2010年度実績(30)件(566,665)円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (108)人(2011年 4月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2009年度末の残高(611,192,000)円
 2010年度末の残高(608,283,000)円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センターについておたずねします。
 1)直営()カ所、委託(2)カ所 委託の場合の1カ所当たりの委託費(38,326,000)円
 2)センター1カ所当たりの人口(ー)人・同65歳以上の高齢者人口(ー)人
* 安城市地域包括支援センターは6中学校区所管、安城市中部地域包括支援センターは2中学校区所管
 安城市地域包括支援センターの所管人口 127,626人・同65歳以上の人口 20,702人
 安城市中部地域包括支援センターの所管人口 53,676人・同65歳以上人口 8,873人 *H23.4.1現在
- 3)市町村立の中学校の数(8)校
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(2007年 4月 1日) 2010年度実績(415)件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 実施している → 実施年月日(2007年 4月 1日) 2010年度実績(494)件
 検討中である 実施の予定がない
- ⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> していない <input type="radio"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週3回以内 昼のみ
	1日平均利用者数(2010年度)	総延べ食事数(64,794)食÷年間配食日数(243)日 =1日当たり平均(267)食
	1食あたりの助成額	300円
	1食あたりの利用者負担額	300円 特別食は450円
方式食	実施の有無	<input type="radio"/> 実施している <input type="radio"/> していない <input type="radio"/> 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	

月平均利用者数(2010年度)	
1食あたりの助成額	
1食あたりの利用者負担額	

⑨ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1か月平均利用者実数(2010年度)	

⑩ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	10万円を限度	
	利用者実数(2010年度)	168件	
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	特定高齢者で運動機能に支障のある人。ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯(共に所得税非課税)	
	助成額	10万円を限度	利用者実数(2010年度)

⑪ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

安否確認については、福祉電話、緊急通報装置、給食サービス。見守りについては、民生委員、在宅介護支援センター職員による訪問と老人クラブによる友愛訪問。生活支援については、軽度生活援助。

⑫ 高齢者や障害者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1) 巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

- ()実施している
 → 利用料: 高齢者 < 歳以上 > ()円、障がい者 ()円、一般 ()円
 その他の外出支援策 ()
 (○)実施していない

2) タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

<p>高齢者については、要介護1以上で特殊車両の必要な方(障害者福祉タクシーを利用している方及び自動車税等減免を受けている方は除きます。)に、医療機関の通院、入退院、ショートステイの入・退所について、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備したタクシー利用に伴う料金を一部助成。助成は1か月につき利用券3枚を交付。タクシー料金と助成額の差額は本人負担。</p> <p>身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級で自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人、安城市高齢者タクシー料金助成利用券の交付を受けていない人を対象に、1か月あたり3枚の割合で年間最大36枚(1冊)を交付。乗車1回につき1枚の利用で上限額の範囲内で助成。ただし、週2回以上かつ2か月以上継続した通院が必要な人については、2冊目を交付。</p>

⑬ 宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

- ()助成している → 1施設当たり助成額 月額 ()円
 または 年額 ()円
 または 1回限り ()円
 → 助成カ所数 ()カ所
 ()検討中である
 (○)助成の予定がない

⑭ 介護認定者の障害者控除の認定について

- 1) 認定書の発行枚数(2010年度実績)は (167)枚
 2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を送付していますか。

- ()申請書を送付している → 2010年度()件
 (⊕)認定書を送付している → 2010年度(~~107~~)件
 (○)送付していない。

3) 認定書の発行の条件

- ()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
 (○)介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している
 ()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 ()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 ()次のような方法で判断している()

⑮ 要支援の介護認定者への、障害福祉サービスの上乗せについて

- ()実施している (○)実施していない

2. 高齢者医療など

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

- (○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

精神障害者保健福祉手帳3級所持者及びその手帳を所持しない75歳以上の方の精神科入院分
 と75歳以上の方の自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の精神科通院分
 所得制限を超過する戦傷病者分

③ 2011年8月1日現在の対象者

- 後期高齢者医療受給者 (14,015)人
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (2,880)人
 内 { ひとり暮らし非課税者(771)人
 { その他の県基準を上回る市町村独自対象者(45)人

3. 子育て支援策 ※2011年9月1日現在をご記入ください。

① 子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

6歳に達した日以後最初の4月1日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち入院外の医療を受けた者。
 愛知県内は現物給付、愛知県外は償還払い。
 所得制限なし

② 就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- 学校では ()入学説明会 (○)入学式 ()始業式 (○)ホームページ

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.0)倍
 そのほか
 ①生活保護を受けている②生活保護が停止又は廃止された③市民税が非課税であった④市民税が減免された⑤個人の事業税が減免された⑥固定資産税が減免された⑦国民年金の掛け金が減免された⑧国民健康保険料が減免又は徴収猶予された⑨児童扶養手当が支給された⑩生活福祉資金の貸付を受けた⑪職業安定所登録日雇い労働者である等要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が特に認める者

3) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,380,000)円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (2,420,696)円

4) 申請書の受付先 ()市町村窓口 ()学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可

5) 民生委員の証明は必要ですか。 (○)必要である ()必要ない

6) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2010年度	2011年度
受給者数	704人	709人
受給割合	4.0%	4.0%
支給額	48,296,286 円	55,712,936 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2011年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7) 支給項目を書き出してください。

①学用品購入費②通学用品等購入費(新生を除く)③校外活動費④新入学用品費等⑤修学旅行費⑥通学費⑦医療費⑧学校給食費

③学校給食について(2011年度)

	全校数	自校方式		センター方式		1食当たりの給食費
		実施数	割合	実施数	割合	
小学校	21校	0校	0%	21校	100%	235円
中学校	8校	0校	0%	8校	100%	270円

4. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2009年度	2010年度	2011年度
保険料・税率	所得割	(基礎控除後の総所得金額)	× (4.1)%	× (4.1)%	× (4.1)%
	資産割	固定資産税額	× (19)%	× (19)%	× (19)%
	均等割	加入者1人につき	29,500円	29,500円	29,500円
	平等割	1世帯につき	27,000円	27,000円	27,000円
1人当たり調定額(平均保険料)			84,944円	79,226円	78,607円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			3,459円	10,085円	8,497円

※2011年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

実施していない。

2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の被保険者の死亡、失業、廃業、病気(療養期間が6月以上のもの)等により、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下に減少すると認められる者

③資格証明書 ※2011年8月1日現在でご記入ください。

1)資格証明書は交付していますか。()交付していない (○)交付している→(45)世帯

2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

()必ず面談している (○)面談がなくても交付する場合がある ()その他

3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもについて

資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数

世帯数()世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
 上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数()世帯内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4)資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

(○)国の基準どおり実施している

()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

()高校生世代以下の子どものいる世帯

()障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

()病弱者のいる世帯

()次の場合は、交付対象から除外している。

--

④短期保険証 ※2011年4月1日現在でご記入ください。

1)有効期間(交付時から有効期限が切れるまで)別の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(2,385)世帯 ・1年()人 ・その他()

2)短期保険証発行の基準をご記入ください。

国保税に滞納がある世帯

3)短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

()通常の保険証と同じ

()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2010年度)

1)予告通知書の発行(132)件

2)差押え件数 不動産(41)件 預貯金(149)件 生命保険(10)件(内学資保険(1)件)
その他(13)件(給与 9件、動産 3件、売掛金 1件)

3)競売などによる現金化 (3)件 (481,859)円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 2011年(9)月(9)日現在(989)人

2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数

2011年(9)月(9)日現在(0)人

3)その他

--

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1)一部負担減免制度を実施していますか。

()実施している ()検討中である ()実施の予定がない

2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

()設けている ()検討中である ()設けていない

3)2010年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

5. 障がい者施策

①地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター等)の低所得者への負担軽減について

1)利用料負担上限月額の設定 ()あり ()なし

2)市町村民税非課税世帯の利用料の減免 ()あり ()なし

1)、2)で「あり」の場合の具体的な内容

18歳以上の障害者が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額

①本人及び配偶者の市民税所得割額 16万円以上・・・37,200円

②本人及び配偶者の市民税所得割額 16万円未満・・・9,300円

③本人及び配偶者が市民税非課税及び生活保護・・・0円

18歳未満の障害児が移動支援等のサービスを利用する際の上限月額

①住民票上の全世帯員の市民税所得割額 28万円以上・・・37,200円

②住民票上の全世帯員の市民税所得割額 28万円未満・・・4,600円

③住民票上の全世帯員が市民税非課税及び生活保護・・・0円

②地域生活支援事業の移動支援の利用者数・最多支給時間数・平均支給時間数

1)利用者数(210)人/年 2)最多支給時間数(416)時間/年 3)平均支給時間数(69.2)時間/年

③第3期障害者福祉計画の策定にあたり、自立支援協議会の意見を聞くことが望ましいとされているが

1)自立支援協議会は ()ある ()ない

2)意見を聞く機会を ()設ける ()設けることが困難

6. 健診事業 ※2011年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式			
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団	0円	可・不可	※7,000円	可・不可		
がん検診	胃がん	個別・集団	2,000円	可・不可	※	可・不可	
	大腸がん	個別・集団	500円	可・不可	※	可・不可	
	肺がん	個別・集団	500円	可・不可	※	可・不可	
	子宮がん	個別・集団	1,000円	可・不可	1,000円	可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可		可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団	1,000円	可・不可	1,000円	可・不可
前立腺がん	個別・集団	500円	可・不可	※	可・不可		
歯周疾患	個別・集団	0円	可・不可		可・不可		

※ 人間ドックで実施。個別検診又は人間ドックのどちらかを選択し、年1回受診できる。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他(40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる。)

7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	助成開始または開始予定年月日	対象	助成額
ヒブワクチン	平成23年1月1日	2か月～5歳未満	全額助成
小児用肺炎球菌ワクチン	平成23年1月1日	2か月～5歳未満	全額助成
成人用肺炎球菌ワクチン	未実施		
HPV(子宮頸がん)ワクチン	平成23年1月1日	中学1年～高校1年 ※	全額助成
みずぼうそうワクチン	未実施		
おたふくかぜワクチン	未実施		

※23年度高校2年生となった者は、22年度末までに1回目を接種した場合、23年度に接種する2回目、3回目も助成対象とするとしていたが、ワクチン不足により、23年9月末までに1回目を接種した場合、2回目、3回目も助成対象とすることとなっている。

8. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2009年度相談件数 (595)件、申請件数 (235)件、そのうち保護開始件数 (234)件
2010年度相談件数 (420)件、申請件数 (162)件、そのうち保護開始件数 (157)件

②生活保護担当職員について

2009年4月1日現在 正規職員 (8)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(0)カ月
非正規職員(0)人

2010年4月1日現在 正規職員 (10)人 → 生保担当の平均在任年数 (0)年(10)カ月
非正規職員(0)人

2011年4月1日現在 正規職員 (10)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(2)カ月
非正規職員(0)人

③1職員当たりの担当受給者数

2009年4月1日現在(56)人 2010年4月1日現在(60)人 2011年4月1日現在(65)人

④自動車の所有を理由とした保護却下について

(○)ない ()ある → ()件 ※2010年度の数をご記入ください

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2010年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	②精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いいたします。

- ①税滞納世帯等への行政サービス制限条例または要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の③の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の④の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2010年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2010年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました。